

＊ ＊ 日本学生支援機構奨学金 ＊ ＊

「在学猶予願」・「在学届」提出について

日本学生支援機構の奨学金は、貸与終了後も進学や休学等により引き続き在学を継続する場合、願い出ることによって奨学金の返還期限を猶予することができます。

在学による猶予を希望する方は、下記の方法により期限までに提出してください。

※ 自動的に猶予とはなりません。手続きを忘れないようにしてください。

※ 新たに予約採用により奨学金候補者となった場合は、予約時に奨学生番号を入力していれば手続不要です。但し、進学後新たに奨学金を申請する場合は、在学猶予手続きが必要です。

■ スカラネット・パーソナルより「在学猶予願」を提出（入力）

● 提出期限 2025年5月30日（金）

● 入力に必要な学校番号：106011（区分）00

● 入力内容に誤りがある場合、手続きできません。大学からの照会がある場合は速やかに応答してください。

□ スカラネットを利用できない場合※

「在学届」用紙を学生生活課窓口で受け取り提出

● 提出期限 2025年4月24日（木）

● 提出場所 学生生活課学生支援係窓口（F棟1階）

※ 原則、スカラネットから申請してください。また、「在学届」用紙で提出する場合、提出期限が異なりますのでご注意ください。

■ 重要 ■ 在学猶予制度の変更について

2020年4月より、在学猶予の適用年数に制限が設けられています（2020年4月から通算10年まで）。詳細はHP掲載の案内を確認してください。